

職員の給与改定に伴う関係条例の一部改正について

令和2年特別区人事委員会勧告等に基づき職員の給与を改定する必要が生じたため、次のとおり「職員の給与に関する条例（以下、「給与条例」という。）」、「幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下、「幼教給与条例」という。）」及び「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下、「会計年度給与条例」という。）」の一部を改正する。

1 改正内容

項目	内容	施行年月日																						
<p>特別給 (期末・勤勉手当)</p> <p>【給与条例第21条第2項及び第3項】 【幼教給与条例第27条第2項及び第3項】 【会計年度給与条例第17条第2項】</p>	<p>給与条例・幼教給与条例</p> <p>※特別区人事委員会勧告のとおり実施</p> <p>①現行4.65月から4.60月に引下げ(△0.05月分) ②引下げ分については期末手当から差引き ③令和2年度の期末手当の引下げ分(△0.05月分)については、12月期の期末手当から差引き</p> <p>《令和2年度12月期の支給月数》 下段の数字は引下げ分の月数</p> <table border="1" data-bbox="432 1122 1281 1319"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">一般職員</th> <th colspan="3">管理職員</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月</td> <td>1.15月 △0.05</td> <td>1.025月 -</td> <td>2.175月 △0.05</td> <td>0.95月 △0.05</td> <td>1.225月 -</td> <td>2.175月 △0.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>会計年度給与条例</p> <p>※会計年度任用職員は期末手当のみ支給対象</p> <p>①現行2.60月から2.55月に引下げ(△0.05月分) ②令和2年度の期末手当の引下げ分(△0.05月分)については、12月期の期末手当から差引き</p> <p>《令和2年度12月期の支給月数》 下段の数字は引下げ分の月数</p> <table border="1" data-bbox="432 1711 796 1809"> <tbody> <tr> <td>12月</td> <td>1.15月 △0.05</td> </tr> </tbody> </table>		一般職員			管理職員			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	12月	1.15月 △0.05	1.025月 -	2.175月 △0.05	0.95月 △0.05	1.225月 -	2.175月 △0.05	12月	1.15月 △0.05	<p>改正条例の 公布の日</p>
	一般職員			管理職員																				
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																		
12月	1.15月 △0.05	1.025月 -	2.175月 △0.05	0.95月 △0.05	1.225月 -	2.175月 △0.05																		
12月	1.15月 △0.05																							

給与条例・幼教給与条例

《令和3年度以降の支給月数》 下段の数字は引下げ分の月数

	一般職員			管理職員		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
6月	1.125月 △0.025	1.025月 —	2.15月 △0.025	0.925月 △0.025	1.225月 —	2.15月 △0.025
12月	1.175月 △0.025	1.025月 —	2.20月 △0.025	0.975月 △0.025	1.225月 —	2.20月 △0.025
3月	0.25月 —	— —	0.25月 —	0.25月 —	— —	0.25月 —
合計	2.55月 △0.05	2.05月 —	4.60月 △0.05	2.15月 △0.05	2.45月 —	4.60月 △0.05

令和3年
4月1日

会計年度給与条例

※会計年度任用職員は期末手当のみ支給対象

《令和3年度以降の支給月数》 下段の数字は引下げ分の月数

6月	1.125月 △0.025
12月	1.175月 △0.025
3月	0.25月 —
合計	2.55月 △0.05

2 新旧対照表
別紙のとおり